おくやみ ガイドブック

多賀城市

（2024年版）

ご遺族の方へ

この度の大切な方のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます
多賀城市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた
「おくやみガイドブック」を作成しました
本冊子が皆様の一助となれば幸いです
ご不明な点がありましたら、担当課窓口までお問い合わせください

多賀城創建記念 TAGAJO 1300th Anniversary 724-2024

「つなぐ、つなげる。１３００年。」
２０２４年に
多賀城は創建１３００年を迎えました。

マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2024年7月発行
発行：多賀城市
編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

広告

相続のお悩みなら

実績豊富な

みらいえ相続 仙台相続サポートセンターにお任せください

相続に関することは一つの窓口でワンストップ対応いたします

みらいえ相続
仙台相続サポートセンター
所長の佐藤智春です。

相続に関する問題を
解決するためには、複雑に絡んでいる
様々な課題をクリアしていかなければいけません。

「みらいえ相続 仙台相続サポートセンター」は、
相続に関することはもちろんのこと、その後の生活の
サポートまで、一つの窓口で対応することが可能です。

通常、税理士事務所では、税金に関することだけを扱い、
相続なら相続税の申告だけを行います。
しかし、相続税に関する部分だけしかタッチしないやり方では、
相続手続きが円滑に進まないことに気が付きました。

お客様の抱える問題を一つひとつ解決していく、
相続発生の前から、そして相続発生後の
生活のことまでを含めて、トータルサポートすることが、
私たちに求められている役割だということに思い至りました。

私たちの願いは、「どこに相談すればよいのか分からない」と
悩む方を一人でも多く救うこと。
どのようなご相談事であっても、
グループネットワークを駆使して対応いたします。

仙台三越サロンは相続に関するあらゆるお悩みを受ける
総合窓口であり、個別の具体的な相談は
日本みらい税理士法人タワービル支店にて承ります。

一つの窓口でワンストップでトータルサポートが受けられるのは、
お客様にとって大きなメリットとなるはずです。
ぜひお気軽にご連絡ください。
私たちが真にお客様の立場に立ってサポートいたします。

このようなお困りごとはありませんか？

- 遺言を書きたい
- 相続税がいくらかかるのか知りたい
- 相続税の申告のしかたが分からない
- 相続手続き何から手を付けてよいか分からない
- 手続きすべてお願いしたい
- 相続した不動産を処分したい

相続に関するあらゆるお悩みの総合窓口

仙台三越 相続サロンで相続無料相談受付中

TEL 0120-957-339 ※繋がらない場合は TEL:022-796-5805へ

仙台三越 定禅寺通り館1階
営業時間／午前10時～午後7時30分（最終受付午後6時）

予約優先

仙台三越 相続サロン
お気軽にご相談ください。
お待ちしております。

“初回”無料相談、承ります

初回に限り無料で相談を承ります。
土・日・祝日でも対応が可能です。お気軽にお問合せください。

仙台三越 相続サロンのみ

生前のご相談の方	20分間 相談無料
相続が発生している方	60分間 相談無料

2024年4月 みらいえ相続 仙台相続サポートセンターに変わりました

みらいえ相続 仙台相続サポートセンター
運営 日本みらい税理士法人 仙台行政書士法人

みらいえ相続 仙台相続サロン 仙台三越 定禅寺通り館1階
日本みらい税理士法人 仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービル16階

目 次

1 市役所での手続きチェックリスト …… 2
2 市役所での主な手続き …… 4
3 市役所以外での主な手続き …… 10
4 よくある質問 …… 12
5 委任状に関するご案内 …… 14
6 家系図（三親等以内の親族）…… 16

※注意事項

・このガイドブックは、死亡に伴うすべての手続きを掲載しているものではありませんので、ご了承ください。

・喪主及び相続人代表またはその家族以外の方が手続きに来庁する時は、委任状が必要になる場合があります。委任状に関しては、本冊子14～15頁の「❺委任状に関するご案内」をご利用ください。

死亡届について

医師の診断後に病院から発行された死亡届は、用紙左側の内容記載の後、市民課窓口に届出いただく必要があります。

※死亡届については、本冊子12頁の「❹よくある質問」をご確認ください。

火葬許可証について

死亡届の届出時に火葬を行うため必要となる「火葬許可証」を交付いたします。

火葬許可証は、火葬後に火葬を証明する印が押され返却されます。返却された用紙は、遺骨をお墓に埋蔵する際に必要になりますので、大切に保管しておいてください。

なお、葬儀社に死亡届などの手続きを依頼する場合、火葬許可証は市役所窓口に来られた葬儀社の方にお渡しいたします。保管などについては葬儀社にご確認ください。

◆おくやみガイドブックに関するお問い合わせはこちら

多賀城市役所総務部市民課

〇住所：〒985-8531　宮城県多賀城市中央2丁目1番1号

〇電話番号：022-368-1104（市民課市民係）

〇ホームページ：http://www.city.tagajo.miyagi.jp

❶ 市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な人	該当	主な手続き	担当課	参照ページ
印鑑登録など	印鑑登録証または市民カードを持っている	□	●印鑑登録証または市民カードの廃棄・返納	市民課	4
	住民基本台帳カードを持っている	□	●住民基本台帳カードの返納		
	特別永住者証明書を持っている	□	●特別永住者証明書の返納		
バイク・軽自動車	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	□	●名義変更または廃車手続き	税務課	4
市税	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を納めている	□	●相続人代表者の指定		
	未登記家屋を所有している	□	●未登記家屋の名義変更		
	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表など)	□	●今後の納税に関する手続き (口座振替の変更または廃止など)	収納課	5
保険	国民健康保険に加入している	□	●被保険者証等の返納 ●葬祭費の請求 ●保険税（料）に関する相続人代表届 ●高額療養費などの申請および振込口座の変更	国保年金課	5
	後期高齢者医療制度に加入している	□			
	亡くなられた方が世帯主である	□	●同一世帯員の被保険者証等の変更		
年金	各基礎年金（老齢・障害・遺族）または寡婦年金のみを受給している	□	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		
	国民年金のみに加入している	□			6
医療	医療費助成制度に該当している	□	●受給者証の返納 ●振込口座の変更 ●通知等受取人の届出		
介護	在宅高齢者福祉サービス（紙おむつ支給・SOSネットワーク・認知症高齢者等見守りシール・緊急通報システム）を利用している	□	●各種利用停止の届出	介護・障害福祉課	7
	65歳以上または介護認定を受けている	□	●介護保険証などの返納 ●保険料に関する相続人代表届		
	高額介護サービス費などの支給を受けている	□	●振込口座の変更		
障害	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている	□	●各種手帳の返納		
	特別障害者手帳・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している	□	●資格喪失届 ●未払手当の請求		
	在宅酸素濃縮器の利用助成を受けている	□			

MEMO

区分	手続きが必要な人	該当	主な手続き	担当課	参照ページ
福祉	災害援護資金の貸し付けを受けている	□	※お手続きを案内しますので、ご連絡ください。	社会福祉課	7
	経済的に困窮し、生活に困っている	□	※「必要な手続き」ではありませんが、ご遺族の方への助けとなる場合がありますので、ご相談ください。		
子ども	児童手当の支給対象児または受給者である	□	●受給事由の消滅または額改定（減額）（児童手当支給対象の児童の方） ●新規認定請求または未支払請求（児童手当を受給している方）	子ども政策課	8
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である	□	●資格喪失または額改定（減額）（(特別)児童扶養手当支給対象の児童の方） ●新規認定請求または未支払請求（(特別)児童扶養手当を受給している方）		
	放課後児童クラブを利用している	□	●世帯状況の変更（保護者の変更）		
	保育所を利用している	□	●世帯状況の変更（保護者の変更）		
	就学援助を受けている	□	●世帯状況の変更（保護者の変更）	教育総務課	8
墓地	墓地を希望している ※資格要件に該当する必要があります。詳しくは本冊子9頁をご確認ください。	□	●七ヶ浜町公園墓地蓮沼園の墓地譲渡申請	環境施設課	9
畜犬	犬を飼っている	□	●登録事項の変更届		
道路	道路占用、都市公園占用または公共物使用許可を受けている	□	●道路占用、都市公園占用または公共物使用の地位承継届	都市整備課	9
水道	水道（給水装置）を使用している	□	●給水装置使用者変更届	上下水道部庁舎（多賀城市水道お客さまセンター）	9
	水道（給水装置）を所有している	□	●給水装置所有者変更届		
農地	農地を所有している	□	●農地の相続などの届出	農業委員会事務局	9

※市役所以外の手続きについては、本冊子10～11頁の「❸市役所以外での主な手続き」をご確認ください。

各手続共通の持ち物

・市役所へお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちください。
※手続きごとに追加でお持ちいただくものが異なりますので、詳細については次のページ以降の「必要なもの」をご参照ください。

☑ 手続きに来られる方のもの

□ **本人確認書類**

・公的な機関が発行した顔写真付きのもの
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など）
・上記の写真付きのものがない場合は以下から2点
（健康保険被保険者証、介護保険証、年金手帳など）

☑ 亡くなられた方のもの

□ **手続きに必要な保険者証、各種手帳・証書、死亡診断書（写）など**

広告

相続の手続きにお困りですか？

お近くの司法書士にお任せください！

不動産の名義変更

不動産を相続する方が決まったら、名義変更の登記のための書類作成、申請の手続きをいたします。
また、せっかく遺言を残しても書き方によって登記に使えない場合もあります。登記に使える遺言のサポートをします。

成年後見・任意後見

相続人に認知症の方等がいる場合、遺産分割の話し合いをするためには裁判所に成年後見人の申し立てをする必要があります。また、ご本人が将来にそなえてあらかじめ成年後見人となる方を選ぶ契約を結ぶこともできます。

事業承継または清算等

代表者その他の役員変更の登記手続き、会社の解散・清算の登記などをいたします。
株式の相続についてもご相談ください。

遺産承継業務

不動産以外の財産（預金・投資信託等）の承継についても書類作成・代理いたします。
相続人が未成年、海外にいる、行方不明などのケースは、若干手続きが通常と異なります。

その他、相続放棄、相続人のいない場合の手続きなどもお気軽にご相談ください。

司法書士 佐藤弘章事務所

宮城県司法書士会登録第702号／簡裁訴訟代理等関係業務認定番号 第1337012号

〒985-0874 宮城県多賀城市八幡三丁目11番3号 ニューわだやビル2階

TEL:022(363)5080 FAX:022(363)5081

Email hiroakisato222@gmail.com

HP https://www.shihou-sato.com/

❷ 市役所での主な手続き

①市民課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●印鑑登録証または市民カードをお持ちの方	・左記のカードの返納または廃棄 ※登録は自動的に廃止になります。	□印鑑登録証または市民カード		市民係 ☎022-368-1104
●住民基本台帳カードをお持ちの方	・左記のカードの返納	□住民基本台帳カード		
●特別永住者証明書をお持ちの方	・左記のカードの返納	□特別永住者証明書 ※在留カードについては本冊子11頁をご確認ください。	亡くなられた日から14日以内	記録係 ☎022-368-1103

※亡くなられた方の戸籍や住民票の発行に関しては、本冊子12～13頁の「よくある質問」をご確認ください。

②税務課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●市県民税の納税義務がある方	・相続人代表者の指定	□相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書	すみやかに	市民税係 ☎022-368-1370
●固定資産税の納税義務がある方				固定資産税係 ☎022-368-1371
●未登記家屋を所有している方	・未登記家屋の名義変更	□遺産分割協議書 □印鑑登録証明書（相続人及びそれ以外の法定相続人）	すみやかに	
●原動機付き自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している方	・名義変更または廃車手続き	※手続きの種類によって異なりますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。	すみやかに	

③収納課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税義務がある方・口座振替をしている方	・引き落とし口座の変更または停止	□通帳 □銀行への登録印鑑	すみやかに	収納係 ☎022-368-1481
	・納税義務の承継確認	□相続放棄された場合は家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し	すみやかに	滞納整理係 ☎022-368-1482

④国保年金課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●国民健康保険に加入している方	・被保険者証の返納 ・葬祭費の請求	□請求者のマイナンバーがわかるもの □国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証 □通帳（喪主名義） □会葬御礼のハガキ（または葬祭の日程表、領収書など）	すみやかに ※葬祭費の支給申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保庶務係 ☎022-368-1697
●後期高齢者医療制度に加入している方	・被保険者証の返納 ・葬祭費の請求 ・通知等受取人の届出 ・高額療養費支給申請	□後期高齢者医療被保険者証 □通帳（喪主及び相続人代表名義） □会葬御礼のハガキ（または葬祭の日程表、領収書など）	すみやかに ※葬祭費の支給申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保年金係 ☎022-368-1698
●世帯主の方（同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合）	・同一世帯の国保加入者の保険証の差替 ・通知等受取人の届出	□新世帯主のマイナンバーがわかるもの □国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証	すみやかに	
●各基礎年金（老齢・障害・遺族）または寡婦年金のみを受給している方（亡くなられた方の年金加入状況によって、年金事務所での手続きになる場合があります。）	・死亡届 ・未支給年金の請求	□年金証書 □戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの） □通帳（請求者のもの） □請求者のマイナンバーがわかるもの □請求者の本人確認書類 □亡くなられた方の住民票（除票）※ □請求者の世帯全員の住民票※ □生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）	すみやかに ※申請期限は受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内	

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●国民年金のみに加入している方（年金を受給する前に亡くなられた方）	・死亡一時金の請求	□年金手帳または基礎年金番号通知書 □戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの） □通帳（請求者のもの） □請求者の本人確認書類 □請求者のマイナンバーがわかるもの □亡くなられた方の住民票（除票）※ □請求者の世帯全員の住民票※ □生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）	すみやかに ※申請期限は亡くなられた日の翌月から2年以内	国保年金係 ☎022-368-1698
	・寡婦年金の請求 ・遺族基礎年金の請求	死亡一時金の請求に必要なものに加え □市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 □請求者の収入が確認できる書類※ □子の収入が確認できる書類※	すみやかに	
●医療費助成制度に該当している方	・受給者証の返納 ・登録口座の変更 ・通知等受取人の届出	□通帳（相続人代表名義） □受給者証	すみやかに	国保庶務係 ☎022-368-1697

※請求書にマイナンバーを記載することで添付を省略できる場合があります。

MEMO

⑤介護・障害福祉課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●在宅高齢者福祉サービスを利用している方（紙おむつ支給・SOSネットワーク・認知症高齢者等見守りシール・緊急通報システム）	・対象の方が亡くなられたことによる利用停止の届出		すみやかに	介護支援係 ☎022-368-1498
●65歳以上の方	・介護保険被保険者証の返納	□介護保険被保険者証	すみやかに	介護保険係 ☎022-368-1497
●高額介護サービス費の支給を受けている方	・支給口座情報の変更	□通帳（法定相続人の名義のもの）	すみやかに	
●各種障害者手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳の返還 ・療育手帳の返還 ・精神障害者保健福祉手帳の返還	□各種障害者手帳	すみやかに	障害福祉係 ☎022-368-1478
●特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	・資格喪失の届出 ・未払手当の請求	□通帳（生計同一者名義のもの）	すみやかに	
●在宅酸素濃縮器の利用助成を受けている方	・資格喪失の届出 ・未払助成金の請求	□通帳（生計同一者名義のもの）	すみやかに	

⑥社会福祉課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	手続き期間	受付窓口
●災害援護資金の貸し付けを受けている方	※お手続きを案内しますので、ご連絡ください。	すみやかに	生活支援係 ☎022-368-1405
●経済的に困窮し、生活にお困りの方	※「必要な手続き」ではありませんが、ご遺族の方への助けとなる場合がありますので、ご相談ください。		保護係 ☎022-368-1406

MEMO

⑦子ども政策課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●児童手当を受給している方	・未支払請求 ・新規認定請求など	□対象児童の通帳 □新規受給者の保険証、通帳、マイナンバーなど ※事前にお問い合わせください	すみやかに	子育て支援係 ☎022-368-1606
●児童手当支給対象の児童の方	・受給事由の消滅または額改定（減額）		すみやかに	
●（特別）児童扶養手当を受給している方	・受給資格者死亡届 ・未支払手当請求など	□（特別）児童扶養手当証書 □対象児童の通帳 ※事前にお問い合わせください	すみやかに	
●（特別）児童扶養手当支給対象の児童の方	・資格喪失または額改定（減額）	□（特別）児童扶養手当証書	すみやかに	
●放課後児童クラブを利用している方	・世帯状況の変更（保護者の変更）		すみやかに	
●保育所を利用している方	・世帯状況の変更（保護者の変更）		すみやかに	幼保支援係 ☎022-368-1605

⑧教育総務課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●就学援助を受けている方	・世帯状況の変更（保護者の変更）	※事前にお問い合わせください	すみやかに	学校教育係 ☎022-368-5022

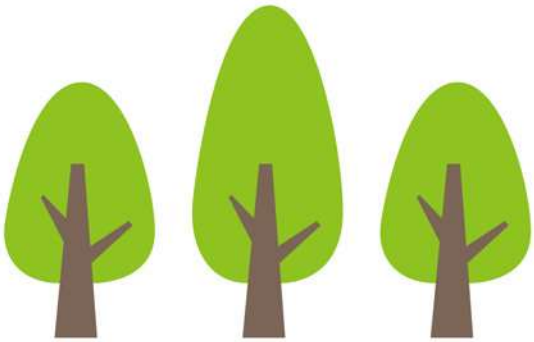

⑨環境施設課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●墓地を希望する場合で以下の資格要件全てに該当する方 ・本市に1年以上継続して住所を有している方 ・埋葬を予定している遺骨を有する方 ・申請者の世帯全員が墓地を有していない方	・七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑の墓地譲渡申請	□墓地使用許可譲渡申請書 □誓約書 □住民票の写し1通（本籍記載の世帯全員分で、発行から2週間以内のもの） □埋火葬許可証(死体火葬許可証)の写し(改葬許可証でも可) □墓地譲渡希望票		資源環境係 ☎022-368-4126
●犬を飼っている方	・登録事項の変更届		30日以内	

⑩都市整備課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●道路占用、都市公園占用または公共物使用許可を受けている方	・道路占用、都市公園占用または公共物使用の地位承継届の提出	□道路占用、都市公園占用または公共物使用許可書	すみやかに	管理係 ☎022-368-4194

⑪上下水道部企業経営課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●水道（給水装置）を使用している方	・給水装置使用者変更届の提出		すみやかに	上下水道部庁舎（多賀城市水道お客さまセンター） ☎022-368-3111
●水道（給水装置）を所有している方	・給水装置所有者変更届の提出		すみやかに	

⑫農業委員会関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	手続き期間	受付窓口
●農地を所有している方	・農地の相続等の届出をする必要がありますので、手続きの詳細につきましては農業委員会事務局までご連絡ください。	すみやかに	農業委員会事務局 ☎022-368-4222

広告

家族葬から家族の"想い"で送る家族想へ…

これまでも、これからも県民の最後のセーフティネットであり続けます。
どんな事でもご相談下さい。

一般社団法人 宮城県福祉葬協会®旗艦店

ーみやびあんー　ーじょうとうかんー

雅庵　城東館

目を閉じられてから…お迎え・旅立ち・納骨まで

福祉葬(市民葬、民生葬を含む)は、仙台市・塩釜市・多賀城市・七ヶ浜町のほか、
一般の皆様からのご用命をいただいております。

葬儀・ご供養は… 雅庵　城東館 検索

24時間
365日対応
もしもの時
かけつけます。

株式会社 雅庵
〒985-0871 多賀城市留ヶ谷3−6−10 城東館内
ヨークベニマル塩釜店近く、向泉院様道路向い

ご相談無料
022-368-8810

法人案内
法務局 国税局 法人番号 23700050179
特許庁商標登録 第6479121号
帝国データバンク 企業コード 453001074
塩釜税務署 登録番号 T8370001019441
取引銀行 七十七銀行七ヶ浜支店
古川信用組合泉中央支店

③ 市役所以外での主な手続き

対象者または手続きの種類	手続き内容	手続き窓口
●相続登記について	・土地・建物（不動産）の権利を相続で取得した時は、不動産が所在する区域の管轄の法務局に手続きが必要です。令和6年4月からは、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければ、正当な理由がない場合、10万円以下の過料の適用対象となりました。	仙台法務局塩竈支局 ☎022-363-0065
●相続放棄・限定承認について	・被相続人(相続される財産を遺して亡くなった方)の最後の住所地の家庭裁判所に申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所へご確認ください。手続きの期限は被相続人の死亡から3カ月以内となります。	仙台家庭裁判所 （被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所） ☎022-222-4165
●相続税の申告について	・相続税は被相続人が亡くなられたことを知った日の翌日から10か月以内に申告を行う必要があります。所轄する税務署にご確認ください。	塩釜税務署 ☎022-362-2151
●亡くなられた方の所得税の申告について（準確定申告）	・年の中途で亡くなられた方の所得税は、相続人が、1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告を行う必要があります。所轄する税務署にご確認ください。	
●厚生年金を受給している方	・死亡の届出が必要となる他、未支給年金や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	仙台東年金事務所 （請求者住所地管轄の年金事務所） ☎022-257-6111
●厚生年金に加入している方	・遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	
●共済年金を受給している方	・死亡届のほか、未支給年金や遺族共済年金の請求ができる場合があります。	共済年金受給者の場合は、各共済組合に手続き内容（遺族年金など）を確認してください。
●共済年金に加入している方	・遺族共済年金の請求ができる場合があります。	
●市営・県営住宅に入居している方	・届出が必要になりますので、宮城県住宅供給公社にご連絡ください。	宮城県住宅供給公社 （入居管理課） ☎022-224-0014
●農業者年金に加入している方	・届出が必要になりますので、JA仙台多賀城支店またはJA仙台南宮支店にご連絡ください。	JA仙台多賀城支店 ☎022-368-3417 または JA仙台南宮支店 ☎022-368-2519
●雇用保険受給資格者証	・受給資格者証の返還が必要となります。手続きの期限は本人の死亡日から1か月以内です。	雇用保険を受給していたハローワーク

対象者または手続きの種類	手続き内容	手続き窓口
●在留カード	・カードの返納が必要となります。返納の期限は失効した日（本人の死亡日）から14日以内です。	仙台出入国在留管理局 ☎022-256-6076
●パスポート	・パスポートの失効手続きが必要となります。	宮城県 パスポートセンター ☎022-211-2278
●普通自動車	・自動車税（種別割）の納付など	塩釜県税事務所 ☎022-365-4191
	・普通自動車の名義変更など	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
●軽四輪自動車	・軽四輪自動車の名義変更など	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 ☎050-3816-1830
●二輪（125cc超）	・二輪の軽自動車または小型自動車の名義変更など	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
●預貯金	・口座凍結の解除など	各金融機関
●株式等	・名義変更など	各証券会社
●国債	・記名変更または償還金受領など	償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局
●生命保険等	・死亡保険金・入院給付金の請求など	加入していた 生命保険会社
●クレジットカード	・解約手続きなど	各クレジット会社
●NHK受信料	・名義変更・解約など	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
●固定電話・携帯電話	・名義変更・解約など	各契約会社
●インターネット等		
●電気・ガス料金等		
●ケーブルテレビ		

広告

この度は心よりお悔やみ申し上げます

突然の相続で、こんなお悩みをお持ちではありませんか？

- 「相続って何から手続きすればいいんだろう？」
- 「相続した不動産の手続きをしたいんだけど…」
- 「多額の財産なんてないから関係ないと思っていた」
- 「必要な書類を集めるのが大変そう…」

相続手続きでお悩みなら

権（ごん）司法書士 行政書士 事務所へ

ご相談ください

当事務所は、司法書士業・行政書士業どちらの相談にも対応可能です。
また、相続のことや事業関係のことのみでなく、どこに相談するか
迷っているお悩みをお持ちの場合も一度お聞かせください。
必要な場合には適宜専門家をご紹介し、皆様のお悩みを解決へ導きます。

手続き書類の作成

戸籍の収集や相続関係説明図の作成、遺産分割協議書の作成など、相続手続きに必要な各種書類の作成を行います。相続放棄や遺言書の検認の申立書なども可能です。

不動産の名義変更

2024年4月1日から相続登記は相続人の義務になりました。不動産を購入した場合のみでなく、不動産を相続した場合にも必要な登記のための書類の手続きをお任せください。

遺言書・生前贈与

遺言書を作成されたい方や、ご家族に生前贈与を考えられている方へ必要な書類の作成とアドバイスを行います。

会社法人登記

法律上、会社は登記して初めて誕生すると定められています。新たに会社を興して事業を始めた場合、もしくは事業継承を行う場合も、まずはご相談ください。

その他裁判業務として、裁判所提出書類の作成や、簡易裁判所では、ご依頼主様のために、訴訟手続きの代理も行っています

権（ごん）司法書士 行政書士 事務所

携帯 080-5576-6125

宮城県多賀城市東田中1-10-26
TEL 022-368-6175

広告

「相続」に関するお悩みは、なんでも、お気軽にご相談ください。

“不安を安心に変える”風張広美税理士事務所・行政書士風張事務所です。
地元エリア密着型の強力な支援体制を整えております。

所長：風張（かざはり） 広美（ひろみ）

「いつまでに何をすれば良いか分からない」
「相続税の申告が必要か知りたい」
「相続税がいくらかかるか知りたい」
「相続の手続きを知りたい」など、
こうしたお悩みはございませんか？
相続に関するお悩みは
財産調査と税金のプロである当事務所にお任せください。
当事務所では、地元の皆様のお力になれるよう、
相続税のほか、相続手続きに関するあらゆる問題について、
行政書士、司法書士、弁護士、宅地建物取引士等と連携し、
“ワンストップでスピーディー”に対応いたします。

お電話でのご相談は 022-766-8487

「おくやみガイドブックを見て」とお伝えください。

1 STEP 相談に関するヒアリング（初回相談無料）

ご予約による当事務所での相談のほか、訪問による在宅相続相談も対応しております。

2 STEP 調査および費用の算出

ご相談内容をもとに調査を行い、必要な手続き事項の抽出、事務手続き費用の算出を提示します。

3 STEP 各種手続きの実施・代行

ご提示したプランにご納得いただいた後、相続税の申告をはじめ各種手続きを実施・代行します。

4 STEP 続きの完了・重要書類納品

ご依頼いただいた手続きの完了を報告するとともに、関係する重要書類をお渡しいたします。

白ゆり総合会計株式会社
風張広美税理士事務所
[税理士・経営士：風張広美／税理士・行政書士：風張淳]
〒985-0034 宮城県塩竈市南錦町11-45
営業時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜／祝日を除く）
電話番号：022-766-8487　FAX番号：022-766-8815
メールアドレス：shirayuri_kaikei@tkcnf.or.jp

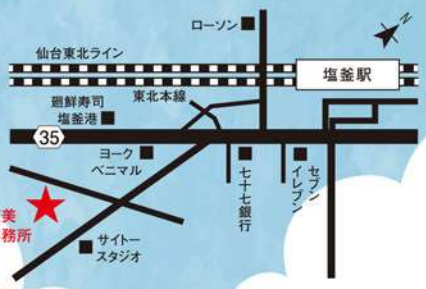

【業務内容】
税務・会計・決算・確定申告に関する業務／相続対策・相続税贈与税申告／創業支援・資金調達に関する業務／経営コンサルティング／税務調査・滞納処分への対応等

④ よくある質問

窓口や電話において、よくある質問と回答をまとめました。

Q1：家族が亡くなった場合、死亡届はどのように手続きしたらいいですか？

A1： 死亡届は、医師の診断後に病院から発行され、用紙の左側に内容記載の後、市民課窓口に届出いただく必要があります。
死亡届の内容記載は原則として、親族・同居人・家主などの関係者が行う必要があります。なお、内容記載済み死亡届の役所への届出は代理が可能ですので、葬儀社などが届出を代行することもできます。
死亡届の届出後は、死亡届（死亡診断書）は返却されませんので、後日必要となる各種手続きのためにコピーをとっておくことをお勧めいたします。
死亡届の届出期限は、死亡の事実を知った日から7日以内です。

Q2：亡くなった人の住民票（住民票の除票）は誰でも請求できますか？

A2： 亡くなられた方の住民票（住民票の除票）は、請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。同一世帯であった方でも、請求者自身が利害関係人でなければ請求することはできません。来庁者が利害関係人以外の場合は、請求者（利害関係人となる方）からの委任状が必要となります。

Q3：亡くなった人のマイナンバーカード（通知カード）は返納する必要がありますか？

A3： マイナンバーカード（通知カード）は死亡後に返納する義務はありません。紛失などに備えて念のため返納することは可能ですが、死亡保険金の請求等、死亡後の色々なお手続きで使用する可能性があるため、それらの手続きが完了した後で返納することをお勧めいたします。

Q4：亡くなった人の住所地以外の市区町村に死亡届を届け出た場合、住民登録はすぐに変更されますか？

A4： 死亡届を出した市区町村から住所地の市区町村へ死亡の通知が郵送された後に住民登録の変更を行います。そのため変更後の内容が反映されるまで日数がかかります。内容が変更されているかはお電話で確認ができますので、市民課へお問い合わせください。

担当課：市民課
電話番号：022-368-1104

Q5：戸籍謄本等は死亡届を届け出たあと、すぐに発行してもらえますか？

A5： 本籍地が多賀城市で本市に死亡届を届け出た方は、死亡の内容が記載された戸籍謄(抄)本の発行まで7日間～10日間（土日祝日などを除く）ほどかかります。また、本籍地が多賀城市以外で本市に死亡届を届け出た方は、本市で事務処理を終了後、本籍地に通知するため、発行が可能になるまでにはさらに日数がかかります。戸籍謄本などの証明が必要になった場合は、日数をおいた上で、本籍地の市区町村の戸籍担当にご確認ください。

Q6：多賀城市に本籍がない場合でも戸籍謄本の取得はできますか？

A6： 広域交付の制度により、配偶者、直系尊属、直系卑属の方が、公的機関が発行した顔写真つきの身分証明書を持参し、窓口で請求した場合は取得可能です。

広域交付で取得できない例

戸籍抄本の請求、異なる戸籍に在籍する兄弟姉妹の方による請求、委任状による請求、郵送による請求　等（本籍のある市区町村でのみ発行が可能です。）

Q7：「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか？

A7： 戸籍は婚姻等の届出をした時や、法律が変わるたびに新しく作られます。それら全ての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」です。
請求する際は、窓口で「Aさんの出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えるとスムーズに手続きができます。

〔Aさんの場合〕出生から死亡まで4つの戸籍または除籍が存在する。

昭和10年
1月1日出生
（本籍は仙台市）

▶

昭和40年
2月14日婚姻
（本籍を塩竈市にした）

▶

平成5年
3月3日転籍
（本籍を多賀城市にした）

▶

平成15年
6月28日法律の改正施行
（本籍は多賀城市）

令和3年
12月31日死亡
（本籍は多賀城市）

ご遺族メモ

ご遺族メモ

❺ 委任状に関するご案内

各手続きに当たり、代理人が来庁する場合は、本人からその権限を委任されたことを証する書面（委任状）の提出が必要です。委任状に記入する際は、以下の記載例を参考にしてください。

記載例

委 任 状

令和 ● 年 ● 月 ● 日

（あて先） 多賀城市長 殿

委任者
住　所 ： 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号
氏　名 ： 多賀城 太郎
生年月日 ： 平成元年 1月 1日
電話番号 ： 022－368－1104

委任者本人が自署又は記名押印してください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人
住　所 ： 宮城県多賀城市中央2丁目25番7号
氏　名 ： 多賀城 花子
生年月日 ： 平成元年 1月 1日

○委任事項

（故人）＿＿＿＿＿＿＿＿ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

委任する事項にチェックしてください。

□ 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限

□ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き（軽自動車に関する手続き含む）の権限

□ 住民票の写し等の交付申請および受領の権限

□ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限（※本籍を記入ください。）

〔本籍：　　番地（番）　　〕

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委 任 状

令和　　年　　月　　日

（あて先） 多賀城市長 殿

委任者　　氏　　名：

住　　所：

生年月日：

電話番号：　　―　　―

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人　　氏　　名：

住　　所：

生年月日：

○委任事項

（故人）　　の死亡に伴う下記の事項に関する権限

□ 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限

□ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き（軽自動車に関する手続き含む）の権限

□ 住民票の写し等の交付申請および受領の権限

□ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限（※本籍を記入ください。）

〔本籍:　　番地（番）　　〕

□

きりとり

ご遺族メモ

6 家系図（三親等以内の親族）

※数字は親等数

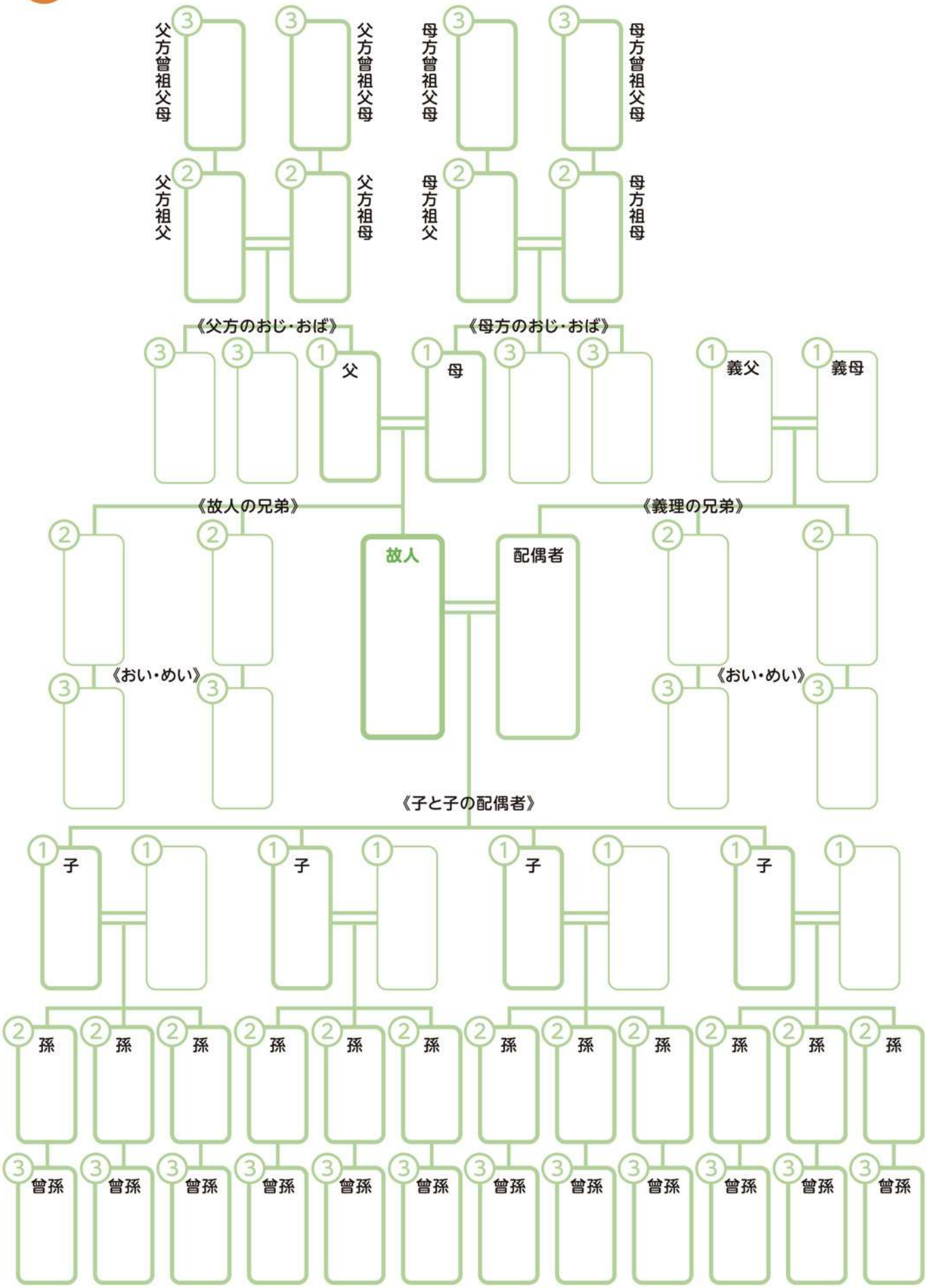

ご遺族メモ

広告

■シルフィード

H:49cm
W:38cm
D:34cm

※仏具は付属していません。

特別価格 ▶ 通常価格 165,000 円 税込 100,000 円

■いさみ

H:61cm
W:50cm
D:38cm

クーポン価格 ▶ 通常価格 561,000 円 税込 364,650 円

■はじめ

H:88m
W:60cm
D:42cm

クーポン価格 ▶ 通常価格 660,000 円 税込 429,000 円

●モダンK

▶ 4.0 寸
▶ 総高 16.7 cm

艶感を抑えたシンプルな仕上げにより、価格を抑え飽きのこないデザインが特徴です。

クーポン価格 ▶ 通常価格 19,740円 税込 17,523 円※1

お位牌とは、故人の魂の拠り所となるものです。
拝礼する際、依り代として故人の魂を宿します。
葬儀で使用するのは仮のお位牌である「白木位牌」です。
宗派にもよりますが、四十九日迄に「本位牌」に作り替える必要があります。

他、展示品多数あります!!

■ウェルシアンエデン

H:130cm
W:45cm
D:40cm

クーポン価格 ▶ 通常価格 792,000 円 税込 514,800 円

●春日

▶ 4.5 寸
▶ 総高 21.3 cm

伝統的でシンプルなデザイン。
主張しすぎない佇まいと、落ち着いた印象が特徴です。

クーポン価格 ▶ 通常価格 33,330円 税込 29,997円※1

●京の梅 紫檀・黒檀

▶ 4.0 寸
▶ 総高 19.3 cm

熟練の会津職人が透き漆を施し、唐木の木目が美しい、スッキリとしたデザインのお位牌です

写真は黒檀

クーポン価格 ▶ 通常価格 68,970 円 税込 62,073 円※1

●京型回出位牌 紫檀・黒檀

▶ 3.5 寸
▶ 総高 17.3 cm

複数あるお位牌を一つにまとめてご供養する位牌です。 戒名などを記した木札を内部に5～10枚程度納める事ができる厚みのあるお位牌です。

写真は紫檀

クーポン価格 ▶ 通常価格 89,100 円 税込 80,190 円※1

※1 戒名彫代として別途4,400円費用が掛かります。 ※当店にて仏壇をご購入の場合、古いお仏壇の引き取りは"無料"です。
※掲載商品は金額が変更、又は品切れになる場合がございます。※表示価格は割引後の価格となります。 予めご了承ください。

ご先祖様への感謝の気持ち
お仏壇クーポン 35%割引
■本冊子を持参頂くか、撮影した画像をお見せ下さい。
■売り出し期間中、及び白寿会会員割引など重複利用は出来ません。 ■一部除外商品があります。
有効期限2024年7月～2025年6月まで

49日までにご用意を
お位牌クーポン 10%割引
■本冊子を持参頂くか、撮影した画像をお見せ下さい。
■売り出し期間中、及び白寿会会員割引など重複利用は出来ません。 ■一部除外商品があります。
有効期限2024年7月～2025年6月まで

お墓参り・仏壇に
仏花クーポン 10%割引
■本冊子を持参頂くか、撮影した画像をお見せ下さい。
■売り出し期間中、及び白寿会会員割引など重複利用は出来ません。 ■一部除外商品があります。
有効期限2024年7月～2025年6月まで

創業明治28年 地場産のお仏壇や、お位牌、仏具、仏花など、ご用命は、白寿殿へお任せください

CEREMONY PLAZA 白寿殿 HAKUJUDEN

塩釜ショールーム
☎022-366-4141
〒985-0033
宮城県塩釜市桜ヶ丘2-27
https://8910den.jp

広告

お仏壇、墓石、法要、生花…
ご葬儀後のお悩み事もお気軽にご相談ください。

掲載仏壇――現代仏壇®花シリーズアッサム

ご葬儀のあと、
何をすればよいか分かってはいるものの、
どうしたらいいのか思案する事ありますよね。
抱えていらっしゃる戸惑いや不安…
私たちにご相談ください。
故人様への想いに寄り添いながら、
お住まいの空間に合うお仏壇や
仏具探しをお手伝いさせていただきます。

ご相談は、お近くの「お仏壇・お墓のごんきや」各店へ

お仏壇・お位牌の購入 / 墓石の購入 / 墓地の相談 / 海洋散骨・樹木葬の相談 /
相続・遺品整理 / 法事・法要の相談 / 生花の注文

困った時には、些細なことでもご相談ください

お仏壇・お墓のごんきや 多賀城店
多賀城市町前2-3-16
TEL022-366-5151

お仏壇・お墓のごんきや 塩釜本店
塩釜市南町7-32
TEL022-365-5559

お仏壇・お墓のごんきや 南光台店
仙台市泉区南光台南1-3-1
TEL022-251-7778

ギャラリーメモリアイオンモール新利府 北館店
宮城郡利府町利府字新屋田前22
TEL022-794-8646

詳しくはお電話で
＼仏事のお買物も最大２０％還元／
特典割引のほか、毎日の暮らしに…
ふれ「愛」メイト
株式会社ごんきや LINE公式アカウント
会員募集中！

豊かなシニアライフ応援企業 ごんきやグループ

これからも、地域とともに。
株式会社ごんきや 創業210年

1815年創業
葬祭・仏壇・仏具・神具・生花・花環・墓石
株式会社ごんきや
本社/塩釜市袖野田町24-2 TEL/022-365-5555

0120-365-554
公式 ごんきや 検索 https://www.gonkiya.com